

許 可 申 請 書

年 月 日

石 巻 市 長 殿

申請者

住 所

氏 名

連絡先 Tel

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築・増築・改築又は移転の別
- 4 敷地面積・建築面積及び述べ面積

敷 地 面 積	m ²
建 築 面 積	m ²
延 べ 面 積	m ²
- 5 建築物の用途

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 見 取 図 | 縮尺1/2,500の都市計画図(都市計画課で販売しているものを電子コピーしたものか、転写したもの。)又は住宅地図等。 |
| 2 | 位置及び配置図 | 敷地内における建築物を表示する図面で縮尺1/500以上のもの。 |
| 3 | 平面図・立面図・断面図 | 2面以上の建築物の断面図で縮尺1/200以上のもの。その他参考となるべき事項を記載した図面(公図の写し) |
| 4 | 提 出 部 数 | 2部(申請書・添付図面一式) |

許可を受けた場合

許可建築物は都市計画事業上必要があると認められたときは、施行者との協議に従い、すみやかに移転若しくは除却しなければならない。

関 係 法 抜 粋

都市計画法

第五十三条(建築の許可)

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 政令で定める軽易な行為
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
 - 五 第十二条の五第八項又は都市再開発法第七条の八の二第四項に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- 3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

第五十四条(許可の基準)

都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- 二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
 - イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - ロ 主要構造部(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

* 条文中の関係法規を要確認のこと。